

日本産業保健法学会から

「日本産業保健法学会」設立のお知らせ

令和2年11月1日、日本産業保健法学会 (JAOHL) が設立された。

同学会は、産業保健法学会の活動経験を基礎に、関係学会と連携し、産業保健に関する問題の未然防止と適正解決、関係者の知的・人的な交流を目的としている。

現在、産業保健の現場で生じている問題は、働き方・生き方に深く関わるものが多く、そうした課題の解決は個々の専門分野のみでは難しく、現場、個人と組織を見据えた学際的な対応が求められている。そのような状況から、法の知見を基礎としつつ、関係分野の知恵を統合することで、産業保健にかかる不幸な事案を未然に防ぐこと、また、起きてしまった事案をより建設的に解決する

知見を紡いでいくことを設立の趣旨としている。

設立と同時に、認定資格制度（資格名：産業保健法務主任者／メンタルヘルス法務主任者）も発足した。この資格は、法務を中心に、関連分野の実践的な知識を総合的に学び、現場問題解決力を身につけた会員に付与される。

同学会ホームページには、職場で起きる健康問題や労務トラブルについて誰でも質問ができる「JAOHL相談室」や、新型コロナウイルスに関して同学会の知見を活かして作成した「新型コロナ労務Q&A」が開設されている。

今年9月には、「第1回学術大会」の開催予定もある。

※詳細については以下のURLより

日本産業保健法学会 <https://jaohl.jp/>

厚生労働省から

「勤務間インターバル」について（令和2年「就労条件総合調査」より）

厚生労働省より公表された令和2年「就労条件総合調査」の結果から、勤務間インターバル制度についてみると、勤務間インターバル制度を導入している企業割合は4.2%（前年調査3.7%）であることなどがわかった。

1年間を通じて実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者が「全員」の企業割合は32.4%（前年32.9%）、「ほとんど全員」は33.7%（同35.0%）、「ほとんどいない」は2.1%（同3.0%）、「全くいない」は13.1%（同10.7%）となっている。

勤務間インターバル制度の導入状況は、「導入予定はなく、検討もしていない」が78.3%（前年80.2%）、「導入を予定又は検討している」が15.9%（同15.3%）、「導入し

ている」が4.2%（同3.7%）という結果であった。

勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない企業について、その理由（複数回答）別の企業割合をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が56.7%（前年53.0%）と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が13.7%（同19.2%）となっている。また、「当該制度を知らなかったため」の全企業に対する企業割合は、10.7%（同15.4%）という結果であった。

※詳細については以下のURLより

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/20/index.html>

「産業保健21」104号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

次のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

※このアンケートでご記入いただいた内容は「産業保健21」制作の参考にさせていただきます。

QRコード

右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ

下記ホームページのアンケートページからご回答ください。
(URL) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1915/Default.aspx>

問い合わせ：(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課